

## 議案第28号

### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片山善博

#### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(運用時間)  第3条 空港の運用時間は、 <u>午前7時</u> から午後9時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。	(運用時間)  第3条 空港の運用時間は、 <u>午前7時30分</u> から午後9時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。
(重量制限)  第5条 前2条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、30トン以下でなければならない。 <u>ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u>	(重量制限)  第5条 前2条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、30トン以下でなければならない。
2 略	2 略
3 <u>知事は、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐えることができると認められる場合に限り、第1項ただし書の規定による許可をするものとする。</u>	
(権限の委任)	(管理の委託)

第20条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

第20条 知事は、国際交流センターの管理を財団法人鳥取県国際交流財団に委託する。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正は、規則で定める日から施行する。